

「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」料金表

平成30年4月適用分

対象事業所 天理市：あすならホーム（二階堂・天理・櫛本・柳本）
 橿原市：あすならホーム畝傍

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は **10.17円**

【基本サービス】

要介護区分	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
要支援1（月額料金）	3,403単位	34,609円	3,461円	6,922円
要支援2（月額料金）	6,877単位	69,939円	6,994円	13,988円
要介護1（月額料金）	#####	104,954円	10,496円	20,991円
要介護2（月額料金）	#####	154,248円	15,425円	30,850円
要介護3（月額料金）	#####	224,371円	22,438円	44,875円
要介護4（月額料金）	#####	247,640円	24,764円	49,528円
要介護5（月額料金）	#####	273,054円	27,306円	54,611円
要支援1（日割り料金）	112単位	1,139円	114円	228円
要支援2（日割り料金）	226単位	2,298円	230円	460円
要介護1（日割り料金）	339単位	3,448円	345円	690円
要介護2（日割り料金）	499単位	5,075円	508円	1,015円
要介護3（日割り料金）	726単位	7,383円	739円	1,477円
要介護4（日割り料金）	801単位	8,146円	815円	1,630円
要介護5（日割り料金）	883単位	8,980円	898円	1,796円

※小規模多機能型居宅介護の基本利用料は、通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・登録終了日…利用者と当事業所の利用契約を終了した日

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

【加算サービス】

介護度	単位数	利用金額	自己負担金額	
			1割	2割
初期加算/1日につき	30単位	305円	31円	61円
認知症加算Ⅰ/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円
認知症加算Ⅱ/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円
若年性認知症受入加算/1月につき	800単位	8,136円	814円	1,628円

看護職員配置加算Ⅰ/1月につき	900単位	9,153円	916円	1,831円
看護職員配置加算Ⅱ/1月につき	700単位	7,119円	712円	1,424円
看護職員配置加算Ⅲ/1月につき	480単位	4,882円	489円	977円
看取り連携体制加算/1日につき	64単位	651円	66円	131円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,170円	1,017円	2,034円
生活機能向上連携加算Ⅱ/1月につき	200単位	2,034円	204円	407円
栄養スクリーニング加算/1回につき	5単位	51円	6円	11円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)/1月につき	640単位	6,509円	651円	1,302円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)/1月につき	500単位	5,085円	509円	1,017円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1月につき	350単位	3,560円	356円	712円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1月につき	350単位	3,560円	356円	712円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に10.2%を乗じた単位数
---------------	--------------------

※介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※1月間に利用されたサービスの単位数合計に10.2%を乗じた単位数を加算します。
(基本単位数+加算単位数-減算単位数)×10.2%

※介護保険適用料金の自己負担金額

- ・1か月に利用されたサービスの単位数合計(処遇改善加算を含む)に地域単価を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金で、ご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
- ・上記の自己負担額は、1回(1か月)あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。